



## 中国における「歴史文化名鎮名村」保護制度の展開 とモデル計画事例に関する考察：1980年以降の 「面」的保護に着目して

馮，旭  
山崎，寿一

---

(Citation)

日本建築学会計画系論文集, 78(684):373-382

(Issue Date)

2013-02

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90003059>



# 中国における「歴史文化名鎮名村」保護制度の展開とモデル計画事例 に関する考察

- 1980年以降の「面」的保護に着目して -

## DEVELOPMENT OF HISTORIC TOWN (VILLAGE) CONSERVATION SYSTEM AND THE MODEL PLANNING CASE IN P.R. CHINA

- Focus on Plain Conservation after 1980 -

馮 旭\*, 山崎 寿一\*\*

Xu FENG and Juichi YAMAZAKI

In this research, from aspects of policy, main method, and primary research, the transition of Chinese historic heritage which focuses on *Plain Conservation* after 1980 is reorganized, which is from urban conservation system of the Historic city (1982) and Historic district (1996), to rural conservation system of the Historic town and village (2003). Then, three model conservation planning cases which are Ping Yao City in Shan Xi province, Tun Xi District in Huang Shan city, Zhou Zhuang Town in Jiangsu province, are analyzed to explain the specific conservation approach of these three conservation systems.

**Keywords:** *Historic Heritage Conservation, Historic City, Historic District, Historic Town (Village), Conservation Planning*

文化財保護、歴史文化名城、歴史文化街区、歴史文化名鎮名村、保護計画

### 1. 研究の目的と方法

#### 1.1 研究の概要

本稿は、中国の歴史文化村鎮の保護計画に関する一連の研究の第1報である。ここでは、1980年に策定された中国初の「面」的保護理念を用いた山西省平遥県保護計画、1982年に制定された文物保護法以降、現在に至る中国の歴史環境を対象とする文化財保護政策の発展段階を、関連する先駆的モデル計画事例との対応を踏まえて分析・考察する。

#### 1.2 中国における文化財保護政策の概要と研究の位置づけ

1980年代以前の中国の歴史環境保全・文化財保護政策は、文化財建造物を主な対象とする「点」的保護が中心であった（文物保護単位制度<sup>注1</sup>）。80年代からは、経済開放政策及び都市発展方針によつてもたらされた全国的な都市開発によって歴史的な都市や伝統的な建造物の多くが存続の危機に面した。それに対して文化財保護の意識が高まり、1982年に文物保護法が制定された。この法律の制定は、これまでの「点」的保護から、歴史的都市を保護する歴史文化名城制度（以下、名城制度と略す）に象徴される「面」的保護へと発展を促す契機となった。その後、1996年に歴史文化街区制度（以下、街区制度と略す）、2003年に歴史文化名鎮名村制度（歴史文化村鎮制度とも呼ばれ、以下、名鎮名村制度と略す）が策定され、「面」的保護体系が徐々に整備される。保護の対象も「点」（単体の文化財建造物）から建造物群や街区、さらに地区・村鎮<sup>注3</sup>に至る「面」へと拡大し、歴史的都市から国土全域に広がる農村地域の集落に及ぶこ

とになった。

このように文化財保護政策が展開する中で、2003年に名鎮名村制度が生まれ、さらに2008年に国务院が「歴史文化名城名鎮名村保護条例」（名城・名鎮名村の保護に関する条例）を公布する。この条例は、今までの「文物保護単位・名城・街区・名鎮名村」という中国文化財の保護体系が正式に確立された象徴的な条例で、定義、扱い方、法律などを総括し、整備したものある。更に、村鎮を文化財保護体系に取り入れた点でも画期的である。2012年現在、文化財保護も新たな段階に入ったといえる。

近年の中国は、国土全域の都市化・近代化が進む中で、伝統的集落の景観が多く破壊され、伝統的な文化も消えてしまうという緊迫した状況に直面している。そのなかで、具体的な歴史環境の保護及び制度上の問題を解決するため、国务院は一連の研究課題を設定した。代表的な研究として、国务院の住房与城鄉建設部（以下、住建部と略す）<sup>注4</sup>では「歴史文化名鎮名村保護措置研究」（名鎮名村に関する保護措置の研究、課題番号：20031018、代表：中国建築設計研究院の歴史名鎮名村所、趙勇所長、2003）、「歴史文化名鎮名村評価指標体系研究」（名鎮名村の指定標準に関する研究、課題番号：2004012、代表：趙勇所長、2004）という研究課題を設定し、その研究結果を関連法令の策定や名鎮名村の指定の重要な基準に反映させた。また、2008年には科学技術部の下で、住建部、国土資源部、教育部、及び国家標準委員会が合同の研究プロジェクトを立ち上げ、「歴史文化名鎮名村保護計画技術研究」（名鎮名村の保護計画の策定

\* 神戸大学大学院 博士後期課程・修士(工学)

\*\* 神戸大学大学院工学研究科 教授・博士(工学)

Graduate School of Engineering, Kobe Univ., M. Eng.

Prof., Dept. of Architecture, Graduate School of Engineering, Kobe Univ., Dr. Eng.

方法と技術に関する研究、課題番号：2008BAJ08B02、代表：華南理工大学、肖大威教授、2008）をスタートさせた。

この研究プロジェクトは、現段階の主要な名鎮名村制度の課題として、村鎮保護の理念、保護計画の策定方法、措置の明確化という核心的な研究課題を担うものである<sup>注5</sup>。中国は国土面積が広いため、上記の課題は華東、華南、西南、西北の4つの地域に分けられ、それぞれ同濟大学（代表：邵甬教授）、華南理工大学（代表：肖大威教授）、重庆大学（代表：周鉄軍教授）、西安建築科技大学（代表：刘克成教授）が担当している。尚、神戸大学山崎研究室は、重庆大学周鉄軍研究室の西南地方の研究に参加することになり、共同研究を進めることになった。

### 1.3 「面」的保護に関する既往研究の動向

中国における「面」的保護の既往研究として、名城制度については、主要な担当者である中国歴史文化名城保護委員会委員の同濟大学の王景慧教授、阮儀三教授らが、名城制度の確立、政策、保護方法に着目して、名城の保護内容と方法や中国における名城の保護現状について報告した先駆的な論文がある。日本では、葉華、浅野聰、戸沼幸市の共同研究があり、名城制度の枠組みの整備過程の特徴と課題を明らかにしている<sup>注6</sup>。街区制度については、同濟大学の中国歴史文化名城研究センターの王林研究員らが街区保護計画に関する研究を進めており、策定方法に着目した先駆的な論文を発表している。名鎮名村制度の理論研究はその制度が確立されたばかりのため、蓄積は少ないが、中国建築設計研究院の歴史名鎮名村所の趙勇所長が名鎮名村の保護内容及び指定基準についての研究をスタートさせている。

村鎮保護に関する既往研究には、事例報告や個別の保護計画の策定についての論文が多い。その中で、同濟大学の阮儀三教授、邵甬教授が行った「江南水郷村鎮的保護与發展—周庄鎮」（江南水郷古鎮の保護と發展—周庄鎮を例に、1986–現在）は長期にわたって継続されている先駆的な研究で、村鎮保護に関する最も重要で、参考となる事例研究といえる。その他、村鎮保護の専門家である重庆大学の趙万民教授の「安居古鎮」（2007年）、「龚灘古鎮」（2009年）などの著書も注目すべき研究成果である<sup>注7</sup>。

中国の歴史環境の保護政策・保護計画に関する研究は、それぞれの制度の個別研究はあるが、体系的な研究、制度の相互関係及び展

開過程に関する研究の蓄積は少ない。また農村地域の歴史文化村鎮の保護についての研究は緒についた段階といえる。

### 1.4 本稿の課題及び方法

本稿は、1980年以降の中国を対象に、①「面」的保護を主とした各時期の文化財保護制度の背景・展開を整理すること、②各時期の村鎮保護の特徴・研究課題を明らかにすること、③モデル計画事例の特徴を明らかにすることの3点を研究課題とする。

研究方法について、既往文献や法律条例などの文献調査と、國務院住建部の城鄉計画管理中心の邢海峰處長、同濟大学の王景慧教授、重庆大学の趙万民教授、平遙県城鄉計画局の李裕副局長へのヒアリングを基に研究を進めた。ここでは、「面」的保護に関する法令、主要な担当者（主に王景慧教授、阮儀三教授、王林研究員、趙勇所長）による既往文献とインタビューの証言を詳細に分析することによって、「面」的保護の展開、各時期の重要な出来事と、村鎮保護の理念・課題を明らかにすると共に、村鎮保護の現状と課題を考察する。

## 2. 関連概念の整理

保護制度との対応及び指定・管理の責任機関は、中国の行政組織と関係が緊密であるため、冒頭で整理しておく。なお、本稿で扱う保護制度に関する法律にはいくつかの種類があるので、それらの役割と重要性を理解する上で、必要な用語とその特徴も整理しておく。

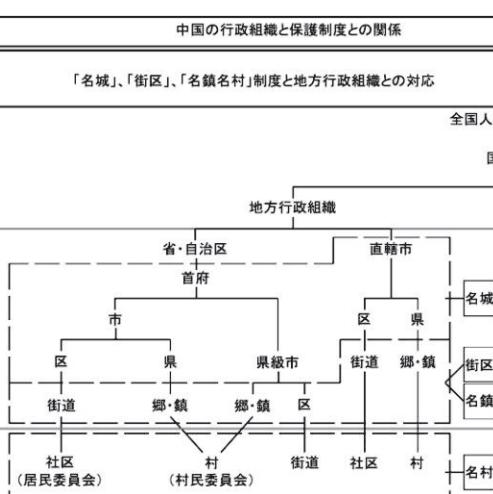
### 2.1 中国の行政組織、「面」的保護との関係（表1参照）

#### 1) 中国の行政組織の概要

中国憲法によって「國務院（中央人民政府）は最高の国家行政、権利の執行機関であり、最高の権力機関－全国人民代表大会によって選出され、監督される」と規定されている。國務院が全国の経済、社会、文化などの各領域の行政事務機関を組織して管理し、各級地方政府も國務院によって管理される。

國務院の下級組織は、事務機関（本庁）と地方行政組織（地方政府）という2つのシステムに分けられている。事務機関には部・総局・委員会がある。更に、各地方政府の中には庁、局、委員会などの対応する事務機関が設立され、直属関係がある本庁の部・総局・委員会によって管理されている。なお、國務院に直属している国家局（副部級）にも同じ名称の部局があるため、本稿ではこれらの国家局の名称の前には「国家」の呼称を付け、区別している。

表1 保護制度に関する中国の行政組織及び法律の種類（2012年時点）

中国の行政組織と保護制度との関係			保護制度に関する法律の種類と重要性				
「名城」、「街区」、「名鎮名村」制度と地方行政組織との対応			「國家級」、「省級」、「市級」保護級別と指定・管理の事務機関との対応				
中国行政組織	国家级						
	政府組織	省・部級					
		副省・部級					
		市・局級					
		県・級級					
	基層自治体	鄉・科級					
		居民委員会・村民委員会					
		社区（居民委員会）					
地方行政組織			全国人民代表大会 ← 全国人民代表大会によって 国務院 ← 国務院によって策定され、発布される 事務機関				
			可決され、公布される → 法律 (最高の効力と普遍の適応原則を持つ)  条例 (最も重要な内容を扱い、使用範囲が広い)				
			弁法 (事務の取り扱い方を説明し、実現性が強い)  細則 (法令の具体的な実施方法或いは補足説明)				
			指示 (執行の任務や手段などを指示する)  通知 (指示を具体化する、一般的の公文を昇級させる)				
			規範 (保護計画などを編制する具体的な技術と手段)  編制要求 (保護計画などの編制項目や目的などの要求)				
			↓ 高 ↓ 一般 ↓ ↓				

一方、地方行政組織には4つの級がある。第1級は省級政府であり、省・自治区・直轄市により構成される。第2級は市級政府であり、省の首府（副省級）・市・直轄市が管轄する区（県）により構成される。第3級は県級政府組織であり、県・県級市・市が管轄する区・直轄市の区（県）が管轄する街道（郷・鎮）により構成される。第4級は郷級政府であり、農村部では郷・鎮、城市部では街道・県級市の区により構成され、中国の末端行政組織である。

郷級行政組織の下には基層自治体もある。農村部では村民委員会（村に設置される）、都市部では居民委員会と呼ばれ（社区<sup>注8</sup>に設置される）、地域の住民によって選出される（公的）地域組織で、事務の決定、管理、監督などを行い、郷級政府の指導を受ける。

## 2) 「面」的保護との関係

中国の行政組織と文化財保護との関係を捉えるうえで、①3つの制度と地方行政級別との対応、②国家級、省級、市級という保護の級別と指定・管理の責任機関の級別との対応という2つの側面に着目することが大切である。

「名城・街区・名鎮名村」という「面」的保護体系を見ると、地方行政組織の級と対応する関係がある。名城の保護対象は市を主としており、直轄市（省級）と県級市も含んでいる。街区制度の保護対象は、主に市級の名城における伝統的な街道（郷級）とされ、直轄市の街道（県級）と県級市の区（郷級）も含まれている。名鎮名村の保護は2つの地方行政級別と対応しており、その中で、名鎮は郷・鎮（郷級）を保護対象とし、名村は郷級以下の自治体である村を主な保護対象としている。鎮も村も農村部の行政組織の中核であり、名鎮名村制度は中国の農村部における文化財保護の主要な保護制度となっている。

従って、現在に至るまでの「面」的保護体系は、省から村までの異なる級に対応し、農村部と都市部の両方が含まれている。

指定・管理の責任機関については、文化財の保護は主に国家文物局と住建部が所管している。文化財保護制度、関連法令を制定しながら、指定・保護・管理という具体的な事務作業も行っている。文化財の保護級別は、文物保護単位制度という「点」的保護は国家級、省級、市級の3段階、名城・名鎮・名村制度という「面」的保護は国家級、省級の2段階があり、対応する級別の事務機関によって、指定や管理などが行われている。国家級文化財の指定と管理は住建部と国家文物局によって構成される審議会、省級文化財は省に属する建設庁（局）と文物局、市級文化財は市に属する建設局と文物局によって行われている。

## 2.2 本稿で扱う保護制度に関する法令の種類（表1参照）

本稿で扱う保護制度に関する法令を以下の4種類に分けて整理した。

### ①法律

全国人民代表大会によって可決され、国家主席の署名のある、実施される最高の効力と普遍的適応原則を持つ法令である。一般に、名称の最後に「法」が付く。例えば、「文物保護法」である。

### ②社会に向けた行政法令である「条例」、「弁法」、「細則」

この3つの法令は行政・権力執行機関によって公布され、社会に向けた、政治、文化、経済などの領域の具体的な事項に対して制定される行政法令である。その中で、「条例」は行政法令の中で最も重要な内容を扱っており、使用範囲が広く、安定性が強い法令である。

一般に国务院しか公布できず、総理の署名により、効力が生じる。

「弁法」は主に事務の取り扱い方を説明する際に使用される法令であり、実現性が強いもの、「細則」は具体的な実施方法或いは重要な法令を具体化するものと考えられている。

### ③行政機関内部の法令である「指示」、「通知」、「指導意見」

この3つの法令は行政機関内部で上級から下級に命令を出すときに公布される法令である。その中で、「指示」は主に執行すべき法令などの任務、目標、手段を提出するのに用いられる法令であり、「通知」は上級機関の指示を具体化する、或いは一般的な公文を昇級させるときに使用する法令であり、「指導意見」は従来の政策で対応する規定がない場合、上級機関が下級に指導を与えるという非強制の法令である。

### ④技術的法令である「編制要求」、「規範」

主に計画案などを作成する時に参考となる、策定すべき内容を規定する「編制要求」（例えば、「歴史文化名城保護計画編制要求」と、守るべき法令とする「規範」（例えば、「歴史文化名城保護計画規範」）である。

## 3. 「面」的保護の展開及び村鎮保護の実態（表2参照）

「面」的保護は、文物保護法の制定以降、名城制度（1982）、街区制度（1996）、名鎮名村制度（2003）の3つの重要な保護制度の出現によって、3つの段階に分けることができる。

### 3.1 第1期：歴史文化名城が確立する段階（1980～1985）

#### 1) 点的保護

文化大革命（1966～1976）後、それ以前の各保護作業と法令の回復、文革期間の破壊観念の見直し、及び停滞時期における社会の関連分野の発展を把握することが1980年代初期の文化財保護の主要な内容となつた。

1982年11月の全国人民代表大会によって公布された「中華人民共和国文物保護法」（以下、文物保護法と略す）<sup>注9</sup>は以前の文物保護単位制度を中心とした法律条例や管理措置を整理した国家級の法令であり、中国文化財保護の発展、特に文物保護単位制度にとって重要な意義を持つ。

#### 2) 面的保護（名城制度の確立）

1978年、中国共产党第十一回三中全会は「発展の重心を改めて経済発展に移転し、社会主義の現代化を推進する」という決定を行い、調整・回復時期（1979～1982）に一連の経済開放政策及び都市発展方針を制定して<sup>注10</sup>、都市の建設及び都市化を加速させた。

しかし、政府も民衆も文化財保護の意識が希薄であったため、建設につれて歴史的な都市が次々にその姿を消してしまった。そのため、政府は早急に歴史的価値の高い都市を保護することを決めた。これにより、保護の対象は単独の建造物を中心としたものから、都市の旧市街地、環境等を中心としたものへと向けられるようになつた<sup>注11</sup>。

1980年に策定された「山西省平遙古城の調査・保護計画」（平遙古城の調査・保護計画、代表：同濟大学の阮儀三教授、図1、写真1）をきっかけに、古城保護は次第に政府と計画分野の研究者たちに重視されるようになり、行政管理と保護計画の策定などの具体的な措置が検討され始めた。

今回ヒアリング調査した平遙県城郷計画局の李裕副局长による

と、当時の平遥古城の都市計画は、伝統的な建造物群を取り壊して都市開発を行う考え方を用い、古城の中心部に広い車道を引き、古城壁を取り除くことによって城内と城外を一体にさせる計画であった。このことが城壁を取り除く際に、建設の担当者が阮儀三教授から説得され、伝統地域の調査（図1-①）を通じて中国初となる都市の保護計画を策定し、中国名城保護の発端となった。調査の主体は、同濟大学建築系城市規劃教研室の城市建設史教学組（同濟大学建築学専攻都市計画研究室都市形成史研究グループ）であり、責任者は董鑑泓教授、阮儀三教授である<sup>注12</sup>。

その後、当時の保護計画のモデルとなった「平遙古城保護計画」が策定された。保護計画の理念は保護と開発との関係を明確にすることであり、主な考え方は伝統地域を保護し、新区で開発を行うことによって、伝統地域を保護しながら都市開発もできるということであった（図1-②）。

平遙古城の保護の影響で各省は管轄区域内の認知度の高い歴史文化価値がある都市を調査し始め、1982年に国家基本建設委員会<sup>注13</sup>、国家文物局、国家城市建设总局によって、1回目の国家级名城指定により24都市が指定された<sup>注14</sup>。それを受け、名城制度は正式に文物保護法の中に組み込まれ、中国の文化財保護は「点」から「面」へと広がっていった。

### 3) 村鎮の保護（萌芽期）

名城保護の調査研究が進むにつれて、計画分野の研究者は伝統村鎮の歴史的価値と保護の重要性に関心を持ち始めた。

この時期の代表的な研究として阮儀三教授が行った「江南水郷古鎮調査・保護規画編制」（江南水郷古鎮の調査・保護計画の策定、1985年、図3-①、写真3、写真4）をあげることができる<sup>注15</sup>。保護計画策定の要点は、伝統地域にあるいくつかの重要なスポットや民居などの修繕と回復を主な計画内容に、伝統的な景観（河、道、橋、民居の相互の融合）が反映できることを目標とした「点」的保護の理念であると考えられる。

その研究は中国村鎮保護研究の先駆だけでなく、以降の各分野の関連研究の発展のために貴重な経験と基礎資料を提供したと高く評価できる。

### 4) 総括

以上をまとめると、この段階の文化財保護の特徴は、建国後の文物保護単位制度の関連法令、保護方法、管理措置を整理したことである。更に、大規模な都市開発について、保護の重心は次第に「点」から「面」へと拡大はじめ、名城制度が確立された。

村鎮保護においては、計画分野の研究者が「伝統的な景観の回復」を目標とした、緊急保護を目指す保護計画の策定を目的として、江南水郷の伝統的な集落から研究が始まられたことが重要である。

## 3.2 第2期：歴史文化街区が確立する段階（1986-2002）

### 1) 点的保護

「文物保護法」の公布後、この時期は主に保護対象・保護方法・管理措置の面からそれらが補完された。

文物保护事業の発展と変化について、2002年に「文物保护法」が以下の4つの新しく出てきた問題に対応するために改正された。①個人で収集した文物の数が増えたこと、②博物館事業の急速な発展、③大型のインフラ建設で未発見文物の破壊が進んできたこと、④文物の盗難と密貿易の増加。改正された「文物保护法」は1982年以降



写真1 平遙古城（1982年、出典 国家歴史文化名城研究中心：中国歴史文化名城平遙、中国鉄道出版社、2008.12）

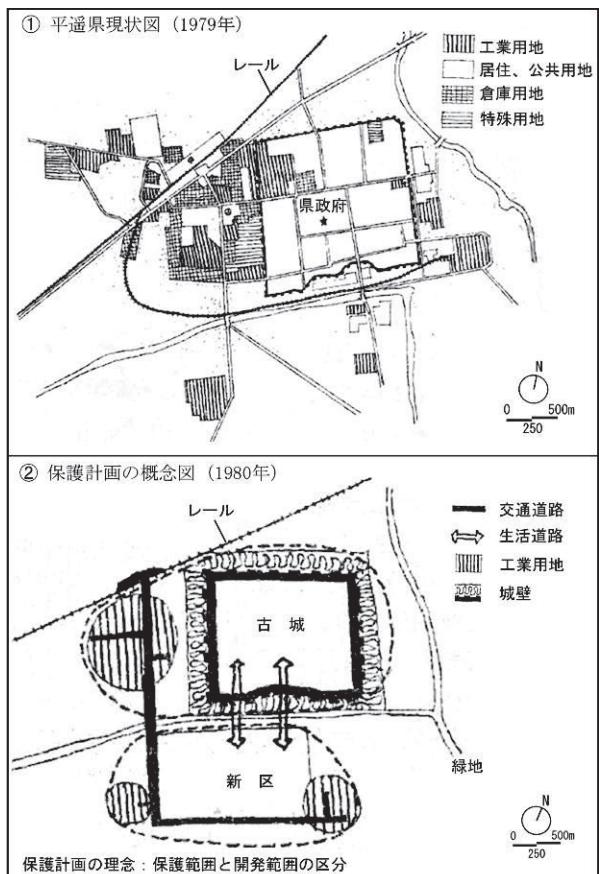


図1 平遙古城の保護計画（出典 阮儀三：歴史古城平遙及保護規画、時代建築、pp. 53-57、1986.02）

の20年近くの研究成果、時代に適応する文化財保護理念の関連内容を加え、33条から80条まで拡大した<sup>注16</sup>。

なお、制度の運用の面では、1988年に国家文物局は3回目の国家級重点文物保護単位の指定を行い、新たに258箇所が選ばれた。

### 2) 面的保護（街区制度の確立）

#### ①「歴史文化保護区」の出現（1986-1995）

名城制度が確立された後、各省（自治区、直轄市）における域内の省級名城の調査・指定作業が1986年から続々と進められた。

保護計画策定と行政管理措置を主とする関連調査研究が中心となり、「『伝統的な景観の保護』という理念のもとで先進国の経験を参照する」というものであった<sup>注17</sup>。住建部の役員は1984年に日本

における古都の保存方法の調査を行い、1975年に改正された「文化財保護法」で伝統的建造物群の保護に関する制度が組み込まれたことに注目した<sup>注18</sup>。また、同時にフランスとイギリスが実施した伝統的な建造物地区の保護を主な内容とする関連法令「Loi Malraux」(マルロー法、1962)<sup>注19</sup>、「Civic Amenities Act」(シビックアメニティーズ法、1967)<sup>注20</sup>、及び国際機関によって制定された重要な憲章・協議を参考にし、「歴史文化保護区」<sup>注21</sup>(以下、保護区と略す)を名城保護の主要な方法とすることが検討された<sup>注22</sup>。その後、1986年に国務院が2回目の国家級名城指定結果を公布する際に、保護区の概念と保護方法を正式に提出した<sup>注23</sup>。

名城保護の主要な担当者であった同濟大学の王景慧教授によると、保護区の方法は当時においては具体的な保護方法がない名城制度にとって重要な意義と価値があるとのことである。その理由は、第一に、名城をいくつかの保護区に分けることによって、保護の効率がよくなるということ、第二に、保護区に分けて保護すれば、「伝統的景観の保護」を目標とする名城保護の原則を実現でき、名城の指定基準もさらに具体化させることができると考えられること<sup>注24</sup>、第三に、名城に指定されていない都市における伝統的な地域の保護にも適用できること、第四に、都市全体を保護する中で、保護区の範囲を実際に指定することで、都市の保護と開発の矛盾を最大限に減らすことができることである。従って、保護区方法は名城制度の重要な方法となり、保護計画にも開発計画にも運用されるようになった。この点については、1994年に住建部から出された「歴史文化名城保護規划編制要求」(歴史文化名城保護計画の編制要求)によって実現された<sup>注25</sup>。

## ②「歴史文化街区」制度の確立（1996－2002）

1986年に保護区方法を手がかりに名城保護が行われるようになった後、十数年の模索を経て、「面」的保護が新たな保護制度となり、関連法令にも取り入れられた。

1996年6月に、「歴史文化街区保護（国際）研討会」(街区保護国際セミナー)が安徽省黄山市で開催され、当時の住建部の葉如棠部長は「街区保護は文化財保護体系の中の不可欠な一環である」ことを明確に指摘した。そして、会議で街区制度の基本方針と関連の事業（保護計画の策定、実施、管理、資金調達など）も整理された<sup>注26</sup>。1997年8月に、住建部は安徽省黄山市屯渓老街(図2-①、写真2)の保護を手本にして、「關於転發『黄山市屯渓老街区歴史文化街区保護管理暫行弁法』的通知」(「歴史文化街区の黄山市屯渓老街区に対する保護管理の暫定弁法」の伝達に関する通知)の中で街区制度の地位、特徴、目標、方法を正式に公布した<sup>注27</sup>。

黄山市屯渓老街区の保護計画によって、「核心保護区」(図2-②)、「建設制限区」(図2-③)、「環境調和区」(図2-④)という3つの保護範囲の指定とそれぞれ以下の具体的な保護目標が制定された。

①核心保護区：伝統的な道と両側の建物を、原状のまま保護し、建物の高さ、立面、室内などに対する厳しい規制がある。②建設制限区：核心保護区を保護できる範囲を指定し、伝統的な景観に影響しないように建設制限を行なう。③環境調和区：伝統的な区域が保護できるように周辺の自然環境を含めて範囲を指定し、区域内の建設活動に対する指導を行なう。

この方法がその後の街区保護の基本的な考え方となった。これにより、街区制度の概念と方法が公布され、名城保護の主要な方法になりながら、名城に指定されていない都市における伝統地域の保護にも大いに役立つ新たな制度となった。

## 3) 村鎮の保護（摸索期）

1986年に保護区の概念と方法が示された「歴史文化価値のある鎮、村を都市の保護区に取り入れて保護する」という内容が明確に言及され<sup>注28</sup>、これが中国の村鎮保護に関する考え方であった。しかし、保護区の研究は当時まだスタートの段階であり、保護の重点は都市に集中していたため、文物や伝統的建造物（群）を文物保護単位に

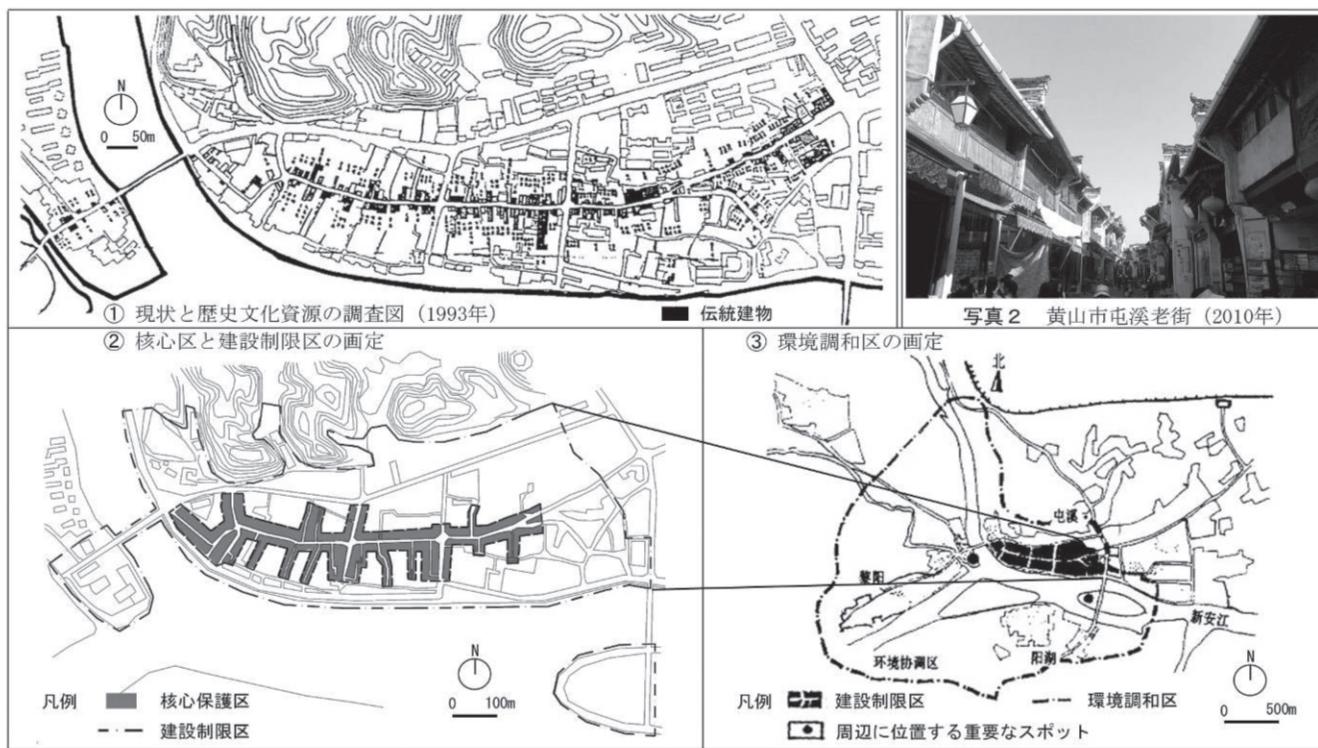


図2 黄山市屯渓老街区歴史文化街区の保護計画（出典 朱自煊：屯渓老街保護整治計画、建築学報、pp.29-34、1996.9）

取り入れて保護を行うことが村鎮保護の主な方法となつた<sup>注29</sup>。例えば、3回目の国家級文物保護単位の指定に登録された山西省襄汾県丁村民宅、4回目の国家級文物保護単位の指定に登録された浙江省蘭溪市諸葛村、長樂村の伝統的な民居などである。

1994年9月に、住建部が主導した6つの部・委員会<sup>注30</sup>が共同で初めての小城鎮<sup>注31</sup>発展に関する指導力のある法令「關於加強小城鎮建設的若干意見」(小城鎮の建設の強化に関する意見)を公布し、それをきっかけに、政府によって誘導される都市化が本格的に始まった。しかし、この都市化のプロセスにより、多くの歴史的な価値のある農村地域が消え、村鎮保護が緊急の問題となった。これを背景に、村鎮保護が重視されるようになり、各地の調査と保護も急速に進むようになった。

保護の重要度が上がったことに伴い、保護の視点も変わってきた。1999年に安徽省にある黟県西遞村、宏村が世界文化遺産に登録されたことをきっかけに、村落全体の歴史・芸術の価値が重視され、村鎮の保護理念は前段階の散在する文物保護単位の保護から村全体を保護する考え方へ変わった。

1997年に同濟大学計画設計研究院によって策定された2回目の周庄古鎮保護計画(図3-②)は、初めて村落全体を対象に策定された保護計画の事例であり、1999年度の住建部計画一等賞を受賞して注目され、モデル事例として普及した。1回目の保護計画から15年近く経て、現代生活の影響で居住環境が悪くなり、保護観念も変化したため、新たな保護計画を行なわなければならないと考えられ、提案されたものであった。持続可能な保護と開発という理念に着目して、保護(伝統的な価値のある部分)、整備(生活環境)、保留(伝統的な景観に矛盾のない建造物や環境など)、更新(インフラと生活施設)という4つの措置を行なった点に特徴があり、評価できる内容である。

1980年代末期、建築分野の研究者により、主に集落景観、伝統的な民居などの研究が行われた。例えば、天津大学の彭一剛教授の伝統集落景観に関する研究<sup>注32</sup>、清華大学の陳志華教授の楠溪江中遊古集落の伝統的な建築に関する研究<sup>注33</sup>などは、この時期の代表的な研究である。1990年代に入り、地理学分野の研究者が伝統的な村鎮の空間イメージなどの一連の研究を行い、その成果が注目された。評価された研究としては、北京師範大学の趙濟教授のリモートセンシング画像を用いた空間の解析研究<sup>注34</sup>や、北京大学の劉沛林博士が異なる地域にある古集落の文化景観の特徴に着目し、「景観基図鑑」の研究構想を提出した研究<sup>注35</sup>などがある。

#### 4) 総括

この段階での文化財保護にとって重要なことは、街区制度の確立であった。保護区の適用は、名城保護において名城ではない一般的な都市における伝統的な地域の保護にも重要なことと考えられ、1996年に街区制度に格上げになり、保護方法も充実した。

村鎮保護の面においては、1986年の保護区方法の公布で初めて村鎮保護を出した。西遞村、宏村が世界文化遺産登録をきっかけに、村鎮保護は各方面で重視されるようになり、保護の理念も「点」的保護の文物保護単位から、村落全体を保護する理念に変わった。

### 3.3 第3期 歴史文化名鎮名村が確立する段階(2003 - 現在)

#### 1) 点的保護

文化部によって公布された「国家級非物質文化遺産保護与管理暫

行法」(国家級無形文化財の保護と管理に関する暫定弁法、2006)は、無形文化財に注目した点がこの段階の最も重要な特徴であると考えられる。

#### 2) 面的保護

保護計画はもちろん、都市計画まで名城・街区制度の影響を受けており、計画条例や編制規範に関連内容が繰り返し加えられた。

2004年に住建部によって公布された「城市紫線管理弁法」(都市における紫線区域の管理方法)には、都市における歴史文化街区の「核心保護区」と「建設制限区」から構成される「紫線区域」として保護範囲を指定し、管理することが定められ、街区の保護計画の内容と方法が初めて都市計画法規の中に取り入れられた。そして、2005年に住建部によって公布された「歴史文化名城保護規划規範」

(歴史文化名城保護計画規範)は「城市紫線管理弁法」に基づき、名城、街区の保護範囲の指定、保護、道路交通、インフラ等の内容について詳細な規範を制定した。関連内容も改正された「城市規划編制弁法」(都市計画の編制弁法、2006)に編入された。

それと同時に、保護制度を用いる名城の指定作業も続けられた。国家級名城の数は2004-2011年の間に16件増え<sup>注36</sup>、名城の総数は117都市となった。一方、文化部と国家文物局によって認められた、メディアと民衆が主に投票する「歴史文化街区」の選定は2009年から始まり、2011年までに合計30箇所<sup>注37</sup>が選ばれた。関連する活動の開催は、国民の文化財保護の意識も大きく高まっているためであると考えられる。

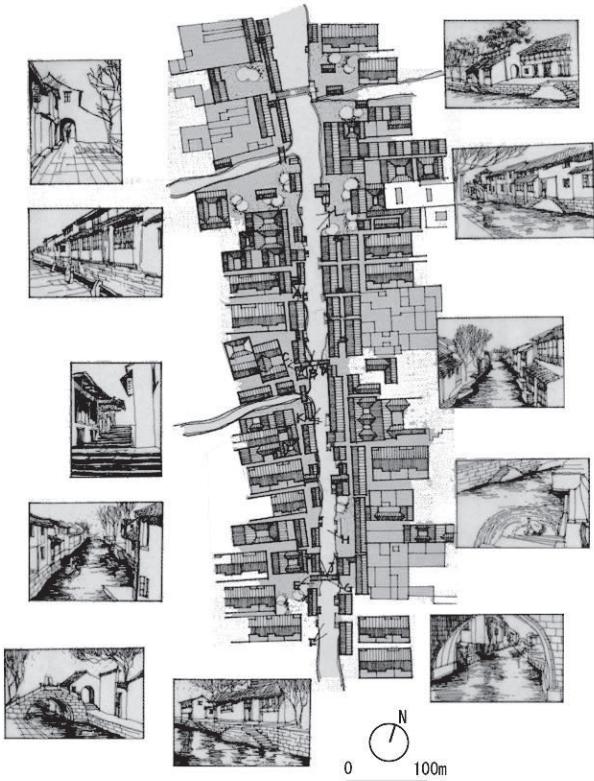
#### 3) 村鎮の保護(「歴史文化名鎮名村」制度の確立)

2003年に住建部と国家文物局の役員と専門家によって構成される審議会が国家級名鎮名村の指定を行い、「關於公布中国歴史文化名鎮(村)(第一回)的通知」(1回目の国家級名鎮名村の指定結果の公表に関する通知)を公布した。これをきっかけに、名鎮名村制度が本格的に確立され、「面」的保護は農村部に拡大し、文化財保護体系が新たな段階に入った<sup>注38</sup>。

緊急性があり、かつ広大な地域で伝統的な村鎮が多くあるため、名城、街区制度からの経験を参考に、村鎮保護も「指定された名鎮名村について重点的に保護すること」を主要な保護措置としている。指定基準は、1回目(2003)と2回目(2005)については「中国歴史文化名鎮(村)評選弁法(試行)」(国家級名鎮名村の指定弁法(暫定))が用いられた。3回目(2007)から、「中国歴史文化名鎮名村評価指標体系」(名鎮名村の指定に関する指標体系)を公布し、評選・指定に適用されているだけではなく、管理面でも重要な技術的根拠を与えており、指定作業は現在までに5回行われ、計350箇所が国家級名鎮名村<sup>注39</sup>(名鎮181箇所、名村169箇所)に選ばれた。これらの名鎮名村の保護問題と措置を検討するため、住建部は2006年に相次いで山西省磧口鎮、安徽省黟県にて「歴史文化資源保護研討会暨中国歴史文化名鎮名村交流会」(中国歴史文化名鎮名村における歴史文化資源の保護に関する交流会)を開催し、「磧口宣言」(磧口宣言)<sup>注40</sup>と「黟県宣言」(黟県宣言)<sup>注41</sup>がなされた。

「磧口宣言」では、「各級政府が古村鎮の保護を高く重視し、健全な法律と保護体系を確立し、保護と発展の関係を調和できるように村鎮の持続的な発展を促すべきである」と呼びかけた。「黟県宣言」では、「社会公衆は、現代文明に憧れるが、歴史と伝統を捨てず、自覚して保護に加わるべきである」と提議された。

① 周庄鎮の保護計画と景観回復のイメージ（1985、1回目）



理念：重要なスポットや民居などの修繕と回復を主に、伝統的な景観（河、道、橋、民居の相互の融合）が体現できることを目指とした

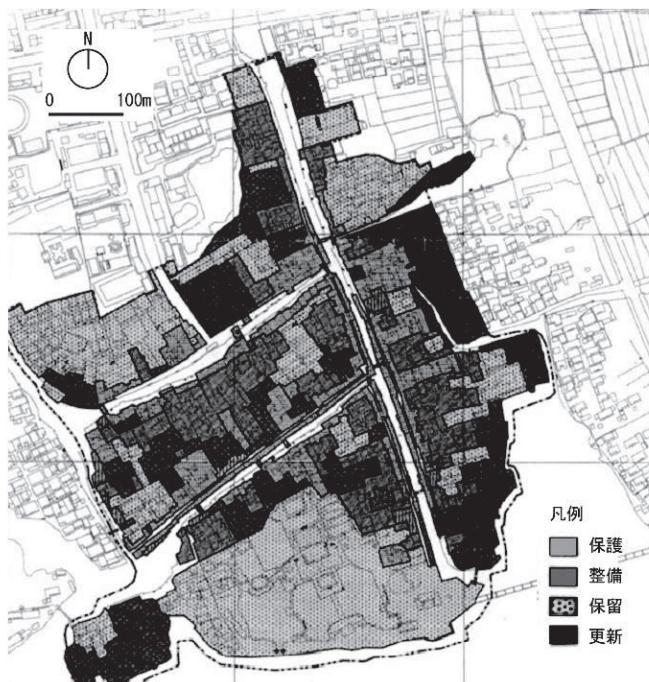


写真3 周庄鎮南北市河（2007年）



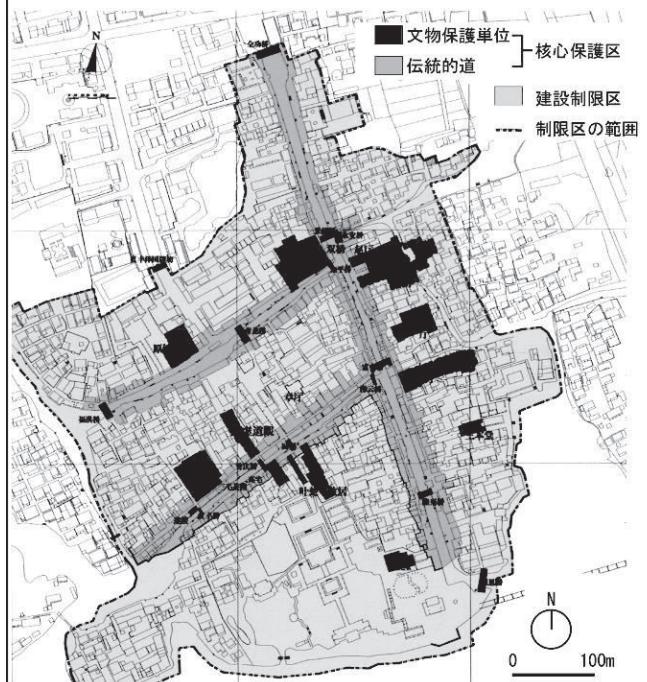
写真4 周庄鎮後港（2007年）

② 周庄鎮の保護計画（1997年、2回目）



理念：村落全体を対象に、保護（伝統的な価値のある部分）、整備（生活環境）、保留（伝統的な景観に矛盾のない建造物や環境など）、更新（インフラと生活施設）という4つの措置を行なった

③ 周庄鎮の保護計画（2005年、3回目）



理念：街区制度の理念を応用し、村落全域が「核心保護区」、「建設制限区」、「環境調和区」と分けられ、それぞれの区域の具体的な保護目標も制定された  
(注：環境調和区は広範囲のため、この図には示していない)

図3 周庄鎮の保護計画（出典 図①：阮儀三：周庄河街区保護規劃,城市規劃, pp. 33–34, 1987. 4； 図②：阮儀三・邵勇：周庄古鎮保護規劃,城市規劃, 1999. 7； 図③：阮儀三・李湧・林林：江南古鎮, 上海人民美術出版社, 2010. 1）

表2 「面」的保護体系の展開及び各時期の村鎮保護の実態

「点」の保護－文物単位保護制度		都市部における「面」的保護－名城制度・街区制度	
1980 「名城」が確立する段階	重要な法令 「中華人民共和国文物保护法」（文物保護法）全国人大1982 「關於公布第一批全国重点文物保护单位名单的通知」国务院1982 「回目的国家級文物保護單位的公布」国务院1983 「城市規劃條例」（都市計画法）国务院1984 制度の運用 「世界文化遺產保護公約」に加入 1985	農村部における「面」的保護－名鎮名村制度と村落保護の代表的な研究 「關於公布第二批国家歷史文化名城的請示的轉知」（國務院辦公廳轉發國家文物委員會等部門關於保護我國歷史文化名城的請示）（國務院辦公廳轉發國家文物委員會等部門關於保護我國歷史文化名城的請示的轉知）（国务院）1982 「關於加強歷史文化名城的指定結果的公布」（国务院）1983 「關於加強歷史文化名城規劃的回目」（国务院）1986 一回目の国家級名城の指定（24都市） 1982	農村部における「面」的保護－名鎮名村制度と村落保護の確立を示す 江南水鄉古鎮の調査研究（周莊、同里等）（同濟大学）1980年代初 主要な研究
1986 都市部における文化財保護 「街区」が確立する段階	特徴 「文物保護制度の確立。文化財保護は「点」から「面」へと拡大。 名城保護の研究で、村落保護の重要と重視を起こした。 「關於公布第二批国家歷史文化名城單列的通知」（街区の黃山氏屯溪老街に対する保護管理の暫定弁法）の転送に関する通知 1987	課題 「點」的保護の文物保護単位制度の方法の整備 名城保護に関する制度や保護方法などの研究 調査と保護に着目して、計画領域で村落保護に関する課題の展開 「面」的保護の確立を示す 「關於公布第三批国家历史文化名城和加強保護管理暫定的指示」（国务院）1994 「關於公布第三批国家历史文化名城和加強保護管理暫定的指示」（国务院）1994 「關於進一步加強文物管理的通」（国务院）1987 「關於公布第三批全国重点文物保护单位名单的通知」国务院 1994 「關於公布第三批国家級文物保護單位的指定結果的公布」（国务院）1989 「中華人民共和國文物保護管理條例」（国务院）1990 「中華人民共和國文物保護法实施细则」（国务院）1992 「中華人民共和国文物保护法」（文物保護法）国务院 2002 三回目の国家級名城の指定結果の公布、及び保護管理の強化に関する条例 「關於公布中國歷史文化名城的補足指定」（24都市） 2001	江南水鄉古鎮の調査研究（周莊、同里等）（同濟大学）1980年代初 主要な研究
1996 「街区」が確立する段階	法令の変遷 制度の運用 段階の終結	二回目の国家級名城の指定（38都市） 1986 省級保護区の指定が開始 1987 三回目の国家級名城の指定（37都市） 1994 安徽省黟山市屯溪老街が歷史文化街区保護のモデルとされた。1997 安徽黟山世界遺産登録 1999 二回目の国家級名城の補足指定（24都市） 2001 ○課題 街区制度の保護理念と計画論の展開 景観、居民などの人文分野で村落保護を始めた検討	省級名城の指定が開始 2002 主要な研究
2003 「街区」が確立する段階	法令の変遷 制度の運用 段階の終結	特徴 保護区は名城保護の主要な保護手段として出現し、1996年に街区制度が実現され、理念が散在する文物保護単位から集落全体へ 文物保護単位制度の補足 「關於公布中國歷史文化名城（第一批）的通」（一回目の国家級名城の指定期限の延長に関する条例、住建部・国家文物局） 2003 「歷史文化名城、名鎮、名村保護條例」（名城名鎮名村の保護に関する条例、住建部・国家文物局） 2003 「關於公布中國歷史文化名城（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2003 「關於公布第一批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2003 「關於公布第二批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2005 「關於公布第三批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2007 「關於公布第四批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2008 「關於公布第五批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2010 「關於公布第六批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2012 「關於公布第七批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2014 「關於公布第八批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2016 「關於公布第九批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2018 「關於公布第十批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2020 「關於公布第十一批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2022 「關於公布第十二批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2024 「關於公布第十三批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2026 「關於公布第十四批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2028 「關於公布第十五批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2030 「關於公布第十六批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2032 「關於公布第十七批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2034 「關於公布第十八批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2036 「關於公布第十九批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2038 「關於公布第二十批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2040 「關於公布第二十一批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2042 「關於公布第二十二批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2044 「關於公布第二十三批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2046 「關於公布第二十四批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2048 「關於公布第二十五批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2050 「關於公布第二十六批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2052 「關於公布第二十七批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2054 「關於公布第二十八批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2056 「關於公布第二十九批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2058 「關於公布第三十批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2060 「關於公布第三十一批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2062 「關於公布第三十二批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2064 「關於公布第三十三批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2066 「關於公布第三十四批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2068 「關於公布第三十五批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2070 「關於公布第三十六批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2072 「關於公布第三十七批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2074 「關於公布第三十八批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2076 「關於公布第三十九批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2078 「關於公布第四十批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2080 「關於公布第四十一批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2082 「關於公布第四十二批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2084 「關於公布第四十三批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2086 「關於公布第四十四批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2088 「關於公布第四十五批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2090 「關於公布第四十六批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2092 「關於公布第四十七批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2094 「關於公布第四十八批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2096 「關於公布第四十九批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2098 「關於公布第五十批中國歷史文化名鎮（村）的指定期限（暫定）」（中国歴史文化名鎮名村の指定期限（暫定）） 2100 ○課題 国家級名城の補足指定（18都市） 2001～2011 主要な研究	江南水鄉古鎮の調査研究（周莊、同里等）（同濟大学）1980年代初 主要な研究
現在 （2012） 「点」の保護－文物単位保護制度	「名鎮名村」が確立する段階	特徴 名鎮名村制度の確立 名城・街区・名鎮名村という「面」的保護が無形文化財への重視へ 「点」的保護が無形文化財への重視へ	課題 名鎮名村制度の完備 村落保護計画の方法と技術の研究 主要な研究

「歴史文化名城名鎮名村保護条例」(2008年)は文化財保護体系の重要な法令となるだけでなく、1982年からの名城・街区・村鎮の「面」的保護の理念、方法を整理し、「点」的保護である文物保護単位制度と共に中国文化財保護の核心となる体系を形づくった<sup>注42</sup>。

この時期の村鎮保護計画の策定は、街区制度の方法を参照する傾向になっている。2回目の周庄鎮保護計画が初めて村落全体を対象に保護を行なっていたが、保護、整備、保留、更新という4つの措置を行なう保護計画は第1期の「点」的保護理念を用いた保護計画と類似していると考えられる。2005年に、周庄鎮が國家級名鎮名村に登録された後、阮儀三教授らによって3回目の保護計画(図3-③)が作られ、街区制度の理念を応用し、村落全域が「核心保護区」、「建設制限区」、「環境調和区」と分けられ、それぞれの区域の具体的な保護目標も制定された。

この時期の研究は、これまでに蓄積してきた経験を通じて各分野で展開している。重慶大学の趙万民教授によると、この段階の研究を類別すると、特徴・価値研究、形成・変遷研究、保護・発展研究、観光研究、その他の研究(伝統民居、集落理論、海外課題など)の5つのテーマに分けることができる。関連研究の分野が広いとはいえ、研究の焦点はやはり保護の核心的な要素となる保護計画の策定に集中している。例えば、趙勇所長によって出された歴史文化村鎮の保護計画策定の6原則<sup>注43</sup>、同濟大学の常青教授の全体性・真実性・再生性に着目した保護計画の研究<sup>注44</sup>等が注目された成果である。

國務院と住建部も一連の国家級の研究課題を設定し、更に住建部に属する「中国建築設計研究院城鄉規劃与歴史名鎮名村研究所」(名鎮名村研究所と略す)<sup>注45</sup>を設立し、国家級名鎮名村の選定に協力すると同時に、他の研究機関、大学と連携して研究を行っている。

#### 4) 総括

この段階の主要な特徴は、第一に名鎮名村制度が確立され、国家級名鎮名村の指定が始められたこと。第二に「歴史文化名城名鎮名村保護条例」の公布は、名城制度・街区制度・名鎮名村制度に関するまとめた総合的な法令であり、「面」的保護の地位、理念、方法が確立されたこと。第三に村鎮保護の関連研究が全面的に展開し、現段階の「面」的保護の主要な課題となり、保護理念は街区制度の方法を参考して保護する傾向になっていたこと。第四に、「点」的保護において、無形文化財の保護と研究が開始されたことである。

#### 4.まとめ

本稿は、中国における1980年以降の歴史環境の「面」的保護を名城(1980-1985)、街区(1986-2002)、名鎮名村(2003-現在)の保護対象・保護手法に着目した3つの時期区分とその制度の背景・展開、村鎮保護の特徴・研究課題、モデル計画事例の特徴を明らかにした。具体的な知見を以下に示し、まとめとする。

##### ①文化財保護制度の背景・展開

1980年に策定された「平遙県保護計画」をきっかけに、名城制度(1982)を象徴する「面」的保護が確立された。名城を保護するために、保護区の概念(1986)と方法を創出し、1996年に街区制度が整備され、名城に指定されていない場合でも、都市の伝統地域に適用が可能になったことを指摘した。名城制度と共に都市部における保護の主要な制度となっている。その後、都市化の進展に対して、

農村地域の伝統村鎮の保護が緊迫になったため、名鎮名村制度(2003)が確立された。

##### ②各時期の村鎮保護の特徴・研究課題

第1期では名城の研究者によって村鎮保護の意識が生じ、計画分野で保護研究が始められた。第2期では西遞村、宏村の世界文化遺産登録をきっかけに、村落全体を保護する区域の理念に変わり、建築分野と地理分野の研究者も村鎮保護に注目した。第3期では本格的に独立した制度となり、保護計画を中心に、各分野で全面的な研究を行っている。

##### ③モデル計画事例の特徴

第1期の名城制度のモデル計画事例である「平遙古城保護計画」の保護理念は、保護範囲と開発範囲の区分を明確にすることであった。

第2期の街区制度のモデル計画事例である「黃山市屯溪老街区歴史文化街区保護計画」は、都市における伝統区域が「核心保護区」、「建設制限区」、「環境調和区」という3つの保護範囲に指定され、それぞれが具体的な保護目標を制定したことが特徴である。

第3期の村鎮保護のモデル計画事例は、周庄鎮の3回の保護計画である。1回目(第1期)は重要なスポットや民居などの修繕と回復を主な内容に、伝統的な景観が反映できる「点」的保護理念とした。2回目(第2期)は、保護の視点が村落全体へと変わった。また持続可能な保護と開発は保護の視点が提起されるが、具体的な保護方法は示されなかった。3回目(第3期)は、街区の保護計画の策定方法を参考し、本格的に「面」的保護理念による保護計画が策定されている。

しかし、現在の名鎮名村保護計画では、保護区域内の伝統空間の構成・構造に対する解釈や保護計画・管理における住民参加、地域組織の関与という2つの重要な点が不明確で今後の研究課題といえる。この点については、次稿以降で触れる予定である。

#### 謝辞

課題への参加機会を頂いた重慶大学の周鉄軍教授、調査でお世話になった住建部の城鄉計画管理中心の邢海峰処長、同濟大学の王景慧教授、重慶大学の趙万民教授、平遙県城鄉計画局の李裕副局長、本稿作成にあたってご協力いただいた神戸大学大学院工学研究科建築学専攻の山口秀文助教、川口麻子さん(現名古屋市役所)にもあわせて謝意を表する次第です。

#### 注

注1)「点」、「面」という言葉が文化財保護に使用された先駆的な著作として、木原啓吉の「歴史的環境」(岩波書店、1982)がある。同濟大学の王景慧教授によると、中国住建部の役員が日本の文化財保護制度の調査を行った際(1984)に、関連分野の著作に注目した。同じ東洋文化で、日本の文献に採用された「点」、「面」という言葉で文化財保護の理念を論述すると理解しやすいと考えられていたため、その後の発表も著書もそのような言葉が多く見られるようになった。複数の論文で述べられていたが、「点」、「面」という言葉が正式に中国的文化財保護に使用されたのは、都市計画の教科書である「歴史文化名城保護理論与規划」(阮儀三・王景慧・王林、同濟大学出版社、1999)の名城の保護構造を解明する部分である。

注2) 文物保護単位は移動できない文物に対して中国が認定する最高の保護レベルであり、各級の地方政府が法に基づいて確定する重要な価値を持つ地面、地下文物の総称である。

また、中国では、「保護」という用語が使用されており、語意としては「保存」「保全」の意味を兼ねており、「点」的制度も、「面」的制度も「文化財

保護」と呼ばれている。この文章に使われた「文化財保護」は中国の意味であり、狭義の「文化財保護」と「歴史的環境保全」を含んでいる。

注3) 村鎮とは、郷村と集鎮を指す。郷村は、農業を主な産業とする農村地域の総称であり、村落、集落とも呼ばれる。集鎮とは、より大きな集落をベースに、交通の便の良さから生じた定期市或いは商品の集散地から発展してきた、農村と都市の特徴を持つ地区である。村鎮は中国の農村地域の基礎レベルとなるため、村鎮の保護は農村地域における文化財保護の基礎となっている。中国語では村鎮、小村鎮、郷村集鎮は同じ概念を指している。

注4) 住建部（2008－現在）は、城市建设総局（1979－1982）から城鄉建設環境保護部（1982－1988）、建設部（1988－2008）へ再編され現在に至る。

注5) 課題の審査員である趙勇所長によると、「中国歴史文化村鎮保護計画技術研究」は、「農村住宅規画設計と建設標準研究」（農村住宅計画設計と建設の標準に関する研究）という国家村鎮発展研究の重要な一課題である。

注6) 葉華、浅野、戸沼の研究（参考文献2）では、1949年以降1996年までの歴史的環境保全の変遷を5つの発展時期に大別している。ここでは、第1期（1950～1965年）を「中華人民共和国における文化財保護法制度形成の萌芽期」、第2期（1966～1972年）を「法制度の破壊に伴う法制度整備の停滞期」、第3期（1973～1979年）を「法制度整備の見直し期」としている。第4期（1980～1989年）は「歴史文化名城保護を中心とした歴史的環境保全の転換期」とされ、第5期（1990年以降）は「新たな展開期」とされている。

この論文では文化財建造物を対象とする点的保護としての重点文物保護単位制度から、歴史都市全体を対象とする保護制度である名城保護制度が制定されるまでを前半（1～3期）の発展区分とし、歴史文化名城保護を中心とした歴史的環境保全、面的保護制度の法的位置づけの確立以降を後半（4～5期）の発展区分としている。

この論文は特に「中国大陆における歴史的環境保全のための名城保護制度に焦点をあて、制度の枠組みの整備過程の特徴、及び現行制度の枠組み上の課題に関する考察」を行い優れた成果を示している。

彼らの論文は1996年に発表されたものなので、1995年時点までの時期を対象に論じられたものといえる。

その後、1996年には、歴史文化街区制度、2003年には歴史文化名鎮名村制度が整備され、さらに2008年には「歴史文化名城名鎮名村保護条例」が国務院から公布された。それによって、中国文化財の保護体系がされ、新たな段階に入ったといえる。

本稿は、2012年時点での研究なので近年の発展段階の位置づけは当然異なっている。また、本稿は1980年以降の歴史文化村鎮レベルでの地域の環境保全・集落計画に主眼におく研究であり、文化財建造物単体の保存、歴史的都市の景観保全、都市計画制度との対応について論じた葉・浅野・戸沼の研究との違いがある。

注7) 趙万民・李沢新：安居古鎮，東南大学出版社，2007；趙万民：糞灘古鎮，東南大学出版社，2009。

注8) 社区とは、一定の地域に居住し、共属感情をもつ人々のコミュニティのことであり、中国の都市における行政組織のベースである。

注9) 「文物保護法」（1982）は、中華人民共和国成立（1949年）後の文化財建造物を主な対象とする「点」の保護の政策を整理したものだけでなく、名城制度を象徴する「面」の保護も初めて入れられたから、中国文化財保護の「点」の保護と「面」の保護の境界と考えられる。

注10) 「全国城市規画會議」（全国都市計画会議、1980.12）において、大都市の規模を規制し、一般的な都市を合理的に発展させ、小都市を積極的に開発するという全国の都市発展方針が提出され、その後、多くの小都市で急激に開発が開始された。

注11) 参考文献4) 参照。

注12) 調査成果の一部は1982年に出版された「中国城市建設史」（中国建築工業出版社）の中に収められている。

注13) 国家基本建設委員会（1954～1990）は、計画経済の時代に中国全土の建設を統轄するために設立された委員会（省・部級）であった。

注14) 羅哲文：我国歴史文化名城保護と建設的重大措置、城市規划、1982.3。

注15) 参考文献7) 参照。阮儀三教授は現在、住建部・同濟大学国家歴史文化名城研究中心主任である。1980年代初頭に、周庄、同里などの江南古鎮の保護に力を入れ、国連教科文組織遺産保護委員会から「2003年アジア太平洋地域文化遺産保護傑出成就賞」が授与されている。

注16) 任海雲：三部文物法異同之比較、秦晋豫博物館理論与実践研討会、2008。

注17) 参考文献5) 参照。

注18) 王景慧教授によると、改正された日本の「文化財保護法」で「伝統的建造物群保存地区」という内容が追加されたことが住建部の調査チームに注目された。

注19) フランスの「Loi Malraux」は歴史保護区で保護する最初の立法であり、価値のある地域を「歴史保護区」に指定し、保護と継続使用の計画を策定し、都市計画の範疇に取り入れて厳格に管理することを規定した。

注20) イギリスの「Civic Amenities Act」は特殊建築芸術と歴史的特徴のある地区的保護方法を規定している。法令では都市計画部門が保護地区の保護計画と具体的な措置を提出することが要求されており、また保護地区での再開発事業は許可しないと規定されている。

注21) 「關於公布第二批国家歴史文化名城名单的通知」（2回目の国家級名城指定結果の公布に関する通知）では、文物古跡が比較的に集中している、或いはある歴史時期の伝統景観と民族的な地方の特色を反映できる街区、建築群、小鎮、村落などは保護し、各級の歴史文化保護区に指定すべきであると規定され、保護区の概念が明確化された。2002年の改正版の「文物保護法」で「歴史文化街区」と改称され、法定保護の名称として実践に応用している。

注22) 王景慧：歴史地段保護的概念と作法、pp.34～36、城市規划、1998.3。保護区方法及び名城保護との関係を詳しく論述した。

注23) 中国国務院：關於公布第二批国家歴史文化名城名单的通知、1986.12。

注24) 1994年の3回目の国家級名城の指定から、保護区の有無と数は選定の重要な基準となった。

注25) 王景慧：歴史文化遺産保護中城市規划的作用、中国文物科学研究、pp.40～44、2006.1。

注26) 傅爽：歴史街区保護（国際）研討会在黄山市召開、建築学報、1996.9。

注27) 参考文献5) 参照。

注28) 中国国務院：關於公布第二批国家歴史文化名城名单的通知、1986.12。

注29) 趙勇：建立历史文化村鎮保護制度の思考、村鎮建設、pp.43～45、2004.6。

注30) 建設部（現在、住建部）、国家計画委員会（現在、国家発展と改革委員会）、国家体制改革委員会（国家発展と改革委員会と合併）、国家科学技術委員会（現在、科技部）、農業部、民政部の6つの部・委員会である。

注31) 小城镇は中国建築界でよく用いられる言葉であり、農業を主な産業とする農村社会から多種産業が共存する現代都市へと変遷している過渡的状態を指し、農村と都市との間にある地区である。その中、20万人以下の人口を持つ市を設置していない建制鎮、建制鎮を設置していない鎮の镇政府の所在する集鎮が含まれ、中国における都市化の主要な対象である。

注32) 彭一剛：伝統村落聚落景観研究、中国建築工業出版社、1994。

注33) 陳志華：楠溪江中遊古村落、三聯書店出版社、1996。

注34) 趙濟：中国自然地理（第三版）、高等教育出版社、1995。

注35) 劉沛林：南嶺山区古村落の歴史地理研究、衡陽専門学報（社会科学）、pp.100～104、2002.5。

注36) 内訳は、2004年に2件、2005年に1件、2007年に7件、2009年に1件、2010年に1件、2011年に5件である。

注37) 名街評選の審査委員である同濟大学の張松教授によれば、このイベントは「一年一評、一城一街」の原則に従って、今まで三回行われた。

注38) 王景慧：歴史文化村鎮的保護と規画、小城镇建設、pp.44～49、2010.4。

注39) 内訳は、2003年1回目は22箇所（名鎮10、名村12）、2005年2回目は58箇所（名鎮34、名村24）、2007年3回目は77箇所（名鎮41、名村36）、2008年4回目94箇所（名鎮58、名村36）、2010年5回目は99箇所（名鎮38、名村61）。

注40) 王景慧教授、住建部外事司の李先達司長などの学者と役員、及び京都市立芸術大学の大西国太郎教授などの外国専門家が参加した。

注41) 指定された国家級名城名村の責任者と住建部の役員が参加した。

注42) 参考文献1) 参照。

注43) 趙勇・崔建甫：歴史文化村鎮保護規画研究、城市規划、pp.54～59、2004.8。

注44) 常青：略論伝統首聚落の風土保護与再生、建築師、pp.87～90、2005.3。

注45) 名城名村研究所は、保護計画に基づいて名城保護の理論と実践を行う専門機関である。主要な事業については、保護計画の策定、政策と技術標準の制定、保護のサービスを提供することなどである。

## 参考文献

- 1) 国務院法制辦農業資源環境法制司・住房与城鄉建設部法規司、城鄉規劃司：歴史文化名城名村保護条例解説、知識産權出版社、2009
- 2) 葉華・浅野聰・戸沼幸市：中国における歴史的環境保全のための歴史文化名城保護制度に関する研究—名城保護制度の枠組みの整備過程の特徴と課題、日本建築学会計画系論文集、No.494、pp.195～203、1997.4
- 3) 「国家科技支撑計画子課題任務書」（国家科技發展にを支える課題のドキュメント、課題番号：2008BAJ08B02-2、2008～2012年度）
- 4) 王景慧：歴史文化名城の保護内容及方法、城市規划、pp.15～17、1996.1
- 5) 王林・王駿：歴史街区保護規划編制方法研究、城市規划、pp.37～39、1998.3
- 6) 趙勇・張捷・李娜・梁莉：歴史文化村鎮保護体系及方法研究、地理科学、pp.497～505、2006.8
- 7) 阮儀三：周庄河街区保護規划、城市規划、1987.4
- 8) 山崎寿一・馮旭、生活地名による集落空間の分析手法—雲南省西双版納傣族集落・曼海を例に—、日本建築学会計画系論文集、No.666、pp.1415～1422、2011.8

(2012年4月10日原稿受理、2012年11月15日採用決定)